

海田町木造住宅耐震化促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の住宅の耐震化の促進を図り、地震による倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護し、災害に強い都市構造を形成することに寄与するため、住宅の耐震化を行う者に対し、海田町木造住宅耐震化促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、海田町補助金等交付規則（平成7年海田町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助対象住宅 次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

- ア 町内に存する木造在来軸組構法又は伝統的構法の住宅であること。
- イ 昭和56年5月31日以前に建築に着手した一戸建ての住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。）であること。
- ウ 地階を除く階数が2以下であること。
- エ 現に居住の用に供する住宅であること。
- オ 売却を目的とするものでないこと。

(2) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。

(3) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき国土交通大臣が認定した「木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻暦応答計算による方法を除く。）に基づいて、建築士が対象補助住宅の地震に対する安全性（以下「耐震性」という。）を評価することをいう。

(4) 簡易耐震診断 国土交通省住宅局監修、一般財団法人日本建築防災協会編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診表に基づいて、補助対象住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(5) 耐震改修計画判定書 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年広島県規則第48号）第3条第1号に規定する耐震改修計画判定書をいう。

(6) 耐震改修計画 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点（補助対象住宅の各階の張り間方向及びけた行方向について、当該住宅が地震により倒壊しないために必要とする耐力に対する当該住宅が保有する耐力の割合を表す値のうち最小値をいう。以下同じ。）が1.0未満の補助対象住宅を、0.3以上向上し、かつ、1.0以上にするために必要な補強計画で、建築士が作成するものをいい、次のいずれかに該当するものをいう。

ア その計画の作成に当たって一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得した木造住宅の耐震診断プログラム（以下「認定プログラム」という。）を利用して行うもの

イ 耐震改修計画判定書の交付を受けた補強計画に基づき行うもの

(7) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事で、建築士が工事監理するものをいう。

(8) 耐震改修設計 耐震改修計画を作成し、耐震改修工事を行うために必要な補強計画図、見積書等の図書を作成することをいう。

(9) 一般耐震改修工事 耐震改修工事を1回で行う工事をいう。

(10) 段階的耐震改修工事 耐震改修工事を2回に分けて行う工事をいう。

(11) 一段目耐震改修工事 段階的耐震改修工事のうち1回目に実施するもので、木造住宅の上部構造評点のうち最も低いものを0.7以上にする工事をいう。

(12) 二段目耐震改修工事 一段目耐震改修工事を実施した後に実施する耐震改修工事をいう。

(13) 耐震シェルター 地震発生時における木造住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い安全性の評価を受けた耐震シェルターとして東京都が発行する「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介」の装置部門で部屋の一部を安全にするシェルターとして選定されているものその他町長が認めるものをいう。

(14) 耐震シェルターセット工事 上部構造評点が1.0に満たない補助対象住宅の1階の避難に支障のない外部に面した寝室等に耐震シェルターを設置する工事をいう。

(15) 耐震改修工事等 一般耐震改修工事、段階的耐震改修工事及び耐震シェルターセット工事をいう。

(16) 除却工事 耐震診断の結果の上部構造評点が1.0未満又は簡易耐震診断による評

点の合計が 7 以下の補助対象住宅を取り壊すことをいう。

- (17) 現地建替え工事 除却工事後、同一の敷地に、新たに住宅を建築することをいう。
- (18) 非現地建替え工事 除却工事に併せて、別の敷地に、新たに住宅を建築することをいう。
- (19) 居住誘導区域 海田町立地適正化計画において、都市の居住者の居住を誘導すべき区域として指定した区域をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、町税等（住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料をいい、その延滞金を含む。）の滞納がない者であって、補助対象住宅の所有者又は居住者とする。

2 補助金の交付を申請する者が補助対象住宅の所有者でない場合、申請者は、所有者の同意を得て耐震改修工事その他この要綱に定める手続を行うものとする。

3 この要綱による補助金の交付は、一の補助対象住宅につき 1 回限りとする。ただし、二段目耐震改修工事については、この限りでない。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が補助対象住宅について行う耐震改修工事等、現地建替え工事、非現地建替え工事及び除却工事のうち、国土交通省社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年国官会第 2317 号）に適合して行われる工事（以下「補助対象工事」という。）とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 町長は、補助金の交付に当たり、規則第 5 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業が除却工事の場合、除却する住宅の居住者が次に居住する住宅は、町内に存在するものであって、かつ、地震に対して安全な構造のものであること。
- (2) 補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に倒壊の危険性が認められる場合、補助対象事業の実施に併せて、その状況を改善すること。
- (3) 補助対象事業が現地建替え工事の場合、補助対象住宅が居住誘導区域内に建つものであること。
- (4) 補助対象事業が非現地建替え工事の場合、別の敷地に新たに建築する住宅が居住誘

導区域内に建つものであること。

(補助金額等)

第6条 補助金の額及び補助対象費用は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の補助対象費用に消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）が含まれる場合、当該額は補助対象費用に含まないものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(他の補助金との関係)

第7条 補助対象事業について、他の国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等をいい、同条第4項に規定する間接補助金等を含む。以下「他の補助事業」という。）の交付を受ける場合は、この要綱に基づく補助の対象とはならない。ただし、補助対象となる部分が明確に区分できる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分についてはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、請負工事契約が同一である事業において、国、地方公共団体その他これらに準ずると町長が認める公的機関から他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、この要綱に基づく補助の対象とはならない。

(交付の申請)

第8条 申請者は、補助対象事業の着手前に、海田町木造住宅耐震化促進支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 申請者は、個人情報の目的外利用により必要な情報を直接収集されることに同意する場合は、第1項に掲げる書類の一部を省略することができる。

(交付等の決定及び通知)

第9条 町長は、前条第1項の規定による交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、海田町木造住宅耐震化促進支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、不交付を決定したときは、海田町木造住宅耐震化促進支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定の日以後に補助対象事業に着手するものとする。

（変更等の申請）

第10条 補助事業者は、前条第2項の規定による補助金の交付の決定後に、当該交付決定に係る申請の内容を変更しようとするときは、速やかに海田町木造住宅耐震化促進支援事業補助金変更申請書（別記様式第7号）に、変更の内容が確認できる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の変更を決定したときは、海田町木造住宅耐震化促進支援事業補助金変更決定通知書（別記様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、前条第2項の規定による補助金の交付の決定後に、補助対象事業を取り止めるときは、速やかに海田町住宅耐震化促進支援事業補助金取止届出書（別記様式第9号）により、町長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届け出があったときは、当該届け出に係る補助金の交付の決定は、その効力を失う。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業を完了したときは、海田町木造住宅耐震化促進支援事業実績報告書（別記様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 着手前、工事中及び完了時の状況の分かる写真
- (2) 契約書及び領収書の写し
- (3) 検査済証の写し（補助対象事業が現地建替え工事又は非現地建替え工事の場合）
- (4) 工事監理報告書（別記様式第11号）
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告書は、補助対象事業の完了の日から起算して40日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに

提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条第1項の規定による報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、交付する補助金の額を確定したときは、海田町木造住宅耐震化促進支援事業補助金額確定通知書（別記様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、海田町木造住宅耐震化促進支援事業補助金交付請求書（別記様式第13号）により、町長に補助金の交付の請求をするものとする。

(交付の決定の取消し)

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) この要綱、規則及び補助金交付決定通知に付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。

2 前項の規定は、第9条の規定による補助金の額の確定後においても適用する。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消したときは、海田町木造住宅耐震化促進支援事業補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（別記様式第14号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合であって、既に補助金の交付がされているときは、海田町木造住宅耐震化促進支援事業補助金返還命令書（別記様式第15号）により、補助事業者に補助金の一部又は全部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整理)

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る証ひょう類の整理及び経理を明らかにする帳簿の作成を行い、当該補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第17条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (3) 暴力団又は暴力団員との密接な関係を有する者

2 町長は、補助金の交付の決定後に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

（指導及び助言）

第18条 町長は、補助事業者及び建築士に対して、住宅の耐震性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるものほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	補助対象費用	補助金の額
一般耐震改修工事	補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用（耐震改修設計・工事監理費を含む。）	補助対象費用のうち、耐震改修設計・工事監理費を除いた額の4／5（1戸当たり、居住誘導区域内に建つ住宅に係る工事の場合100万円を、居住誘導区域外に建つ住宅に係る工事の場合60万円を、それぞれ限度とする。）
段階的耐震改修工事		一段目耐震改修工事：補助対象費用のうち、耐震改修設計・工事監理費を除いた額の4／5（1戸当たり、居住誘導区域内に建つ住宅に係る工事の場合100万円から、居住誘導区域外に建つ住宅に係る工事の場合60万円から、それまで既に交付を受けた補助金の額を控除した額を限度とする。）
現地建替え工事	補助対象住宅の現地建替え工事に要する費用（設計・工事監理費を含む。）	補助対象費用のうち、設計・工事監理費を除いた額の4／5（1戸当たり100万円を限度とする。）
非現地建替え工事	補助対象住宅の除却工事に要する費用	補助対象費用の23／100（1戸当たり83万8千円を限度とする。）
除却工事		
耐震シェルタ一設置工事	耐震シェルター設置工事に要する費用	補助対象費用の23／100（1戸当たり83万8千円を限度とする。）

備考 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額を補助金額とする。

別表第2（第6条関係）

提出書類	耐震改修工事等	現地建替え工事	非現地建替え工事	除却工事
所有者及び建築時期が確認できる書類	○	○	○	○
工事見積書又はその写し	○	○	○	○
町税等納付証明書又は個人情報目的外利用同意書（別記様式第2号）	○	○	○	○
現に居住の用に供していることが確認できる書類又は個人情報目的外利用同意書（別記様式第2号）	○	○	○	○
現況の写真	○	○	○	○
工事計画書（付近見取図及び配置図を含む。）	○	○	○	○
耐震診断結果報告書の写し（現地建替え工事、非現地建替え工事及び除却工事の場合、簡易耐震診断結果の写しとすることができる。）	○	○	○	○
耐震改修計画書（別記様式第3号）	○			
新たに建築する住宅の設計図書		○	○	
所有者同意書（別記様式第4号。申請者が所有者でない場合）	○	○	○	○
誓約書（県様式）	○	○	○	○
アンケート（県様式）	○	○	○	○